

産業廃棄物収集運搬業（北海道）

事業の全体計画

廃棄物の焼却施設から排出される燃え殻、ばいじん、建築土木工事及び生コン工場から排出される汚泥、自動車工場から排出される廃油、病院、写真現像所から排出される廃酸、廃アルカリ、建設（工作物の新築、改築又は除去）から排出される廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、建設業およびコンクリート2次生産工場から排されるガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）、食料品製造工場から排出される動植物性残さ、設備業者から排出されるゴムくず、農機具製造工場等から排出される鋳さい、酪農業及び養豚業から排出される動物のふん尿、動物の死体の収集運搬を行う。

収集運搬を行うにあたっては、排出事業者と書面により委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、許可証の写しとともに携帯し、車輛に表示するなど、法律、基準を順守し産業廃棄物の適正処理に努める。

産業廃棄物の運搬量

燃え殻	50t/月	固形
汚泥	11t/月	泥状
廃油	8t/月	液状
廃酸	0.5t/月	液状
廃アルカリ	2.5t/月	液状
廃プラスチック類	47.9t/月	固形
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物）	0.05t/月	固形
紙くず	0.3t/月	固形
木くず	11t/月	固形
繊維くず	1.4t/月	固形
動植物性残さ	8t/月	液状・固形
ゴムくず	0.1t/月	固形
金属くず	1.5t/月	固形
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）	0.05t/月	固形
鋳さい	0.1t/月	固形
がれき類	0.1t/月	固形
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）	0.05t/月	固形
動物のふん尿	0.1t/月	液状・固形
動物の死体	0.1t/月	固形
ばいじん	15t/月	固形

収集運搬の具体的な計画

- ・車輛毎の用途

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類はダンプ、コンテナ専用車を使用する。

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くずはキャブオーバー、コンテナ専用車を使用する。

その他の車輛で、上記以外の産業廃棄物を運搬する。

- ・収集業務を行う時間：原則として、午前8時から午後5時までとする。

- ・休業日：原則として、日曜日及び祝祭日とする。

- ・受託の際は、委託基準に基づき委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、回付、保存し、マニフェストごとに実績帳簿を整備する。

- ・運搬の際は、収集運搬基準に基づき飛散、流出、悪臭発散防止措置を講じるとともに、車輛に表示を設置し、許可の写し、マニフェストを携帯する。

環境保全措置の概要

- ・廃棄物の性状、形状に応じて容器を使用し、シートを掛けロープで固定するなど飛散・流出・悪臭発散防止措置を講じる。

- ・石綿含有産業廃棄物の運搬は、運転中に破断、変形しないよう整然と積載し、他の産業廃棄物との混載はしない。積載時に排出容器を確認し、破損の恐れがある場合は容器を二重にする。容器に詰めることが困難な大型のものは、厳重にシートで覆いロープで固定する。

- ・騒音、振動によって周囲の環境に支障が生じないように運転する。

- ・悪路の走行時は、徐行運転に努め、粉じん等の発生防止を図る。

- ・運転中の事故防止のため、2時間に15分の休憩をとる。

- ・法定速度を遵守し、過積載を行わない。

特別管理産業廃棄物収集運搬業（北海道）

事業の全体計画

医療機関から排出される感染性産業廃棄物、石油販売製造業者等から排出される廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、病院、学校、研究機関、クリーニング店等から排出される廃酸（pH2.0以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）、特定有害の廃油、汚泥の収集運搬を行う。

収集運搬を行うにあたっては、排出事業者と書面により委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、許可証の写しとともに携帯し、車輻に表示するなど、法律、基準を順守し産業廃棄物の適正処理に努める。

特別管理産業廃棄物の運搬量

廃油（揮発油類、灯油及び軽油類）	1t/月	液状
廃酸（pH2.0以下）	0.1t/月	液状
廃アルカリ（pH12.5以上）	0.1t/月	液状
感染性産業廃棄物	10t/月	固形
廃油（特定有害）	0.1t/月	液状
汚泥（特定有害）	0.1t/月	泥状

収集運搬の具体的な計画

- ・車輻毎の用途
キャブオーバーは廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、汚泥。
冷蔵冷凍車は全品目。
- ・収集業務を行う時間：原則として、午前8時から午後5時までとする。
- ・休業日：原則として、日曜日及び祝祭日とする。
- ・受託の際は、委託基準に基づき委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、回付、保存し、マニフェスト毎に実績帳簿を整備する。
- ・運搬の際は、収集運搬基準に基づき飛散、流出、悪臭発散防止措置を講じるとともに、車輻に表示を設置し、許可の写し、マニフェストを携帯する。

環境保全措置の概要

- ・廃棄物の性状、形状に応じて容器を使用し、ロープで固定するなど飛散・流出・悪臭発散防止措置を講じる。
- ・騒音、振動によって周囲の環境に支障が生じないように運転する。
- ・悪路の走行時は、徐行運転に努め、粉じん等の発生防止を図る。
- ・運転中の事故防止のため、2時間に15分の休憩をとる。
- ・法定速度を遵守し、過積載を行わない。

特別管理産業廃棄物収集運搬業（旭川市）

事業の全体計画

医療機関から排出される感染性産業廃棄物、石油販売製造業者等から排出される廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、病院、学校、研究機関、クリーニング店等から排出される廃酸（pH2.0以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）、特定有害の廃油、汚泥の収集運搬を行う。

特定有害の廃油、汚泥については一時保管し市外の処分場へ搬入し処理を行う。

収集運搬を行うにあたっては、排出者と書面により委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、許可証の写しとともに携帯し、車輻に表示するなど、法律、基準を順守し産業廃棄物の適正処理に努める。

特別管理産業廃棄物の運搬量

廃油（揮発油類、灯油及び軽油類）	1t/月	液状
廃酸（pH2.0以下）	0.1t/月	液状
廃アルカリ（pH12.5以上）	0.1t/月	液状
感染性産業廃棄物	10t/月	固形
廃油（特定有害）	0.1t/月	液状
汚泥（特定有害）	0.1t/月	泥状

収集運搬の具体的な計画

- ・車輻毎の用途
キャブオーバーは廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、汚泥。
冷蔵冷凍車は全品目。
- ・収集業務を行う時間：原則として、午前8時から午後5時までとする。
- ・休業日：原則として、日曜日及び祝祭日とする。
- ・受託の際は、委託基準に基づき委託契約を締結し、マニフェストの交付を受け、回付、保存し、マニフェスト毎に実績帳簿を整備する。
- ・運搬の際は、収集運搬基準に基づき飛散、流出、悪臭発散防止措置を講じるとともに、車輻に表示を設置し、許可の写し、マニフェストを携帯する。

環境保全措置の概要

- ・廃棄物の性状、形状に応じて容器を使用し、ロープで固定するなど飛散・流出・悪臭発散防止措置を講じる。
- ・騒音、振動によって周囲の環境に支障が生じないように運転する。
- ・悪路の走行時は、徐行運転に努め、粉じん等の発生防止を図る。
- ・運転中の事故防止のため、2時間に15分の休憩をとる。
- ・法定速度を遵守し、過積載を行わない。